

【1986年1月27日】健康保険及び船員保険の高額療養費の自己負担額の改定（諮問書、要綱）

社会保険審議会

昭和61年1月27日

社会保険審議会
会長 金澤良雄殿

厚生大臣 今井勇

諮問書

健康保険法施行令及び船員保険法施行令の一部を別添要綱のとおり改正することについて、健康保険法第24条ノ2及び船員保険法第2条ノ3の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

高額療養費支給制度改正要綱

1 改正の趣旨

健康保険及び船員保険の高額療養費支給制度について、経済諸指標の変動にかんがみ、自己負担限度額の改定を図るものであること。

2 改正の内容

高額療養費の自己負担限度額を現行の51,000円から54,000円に改定すること。ただし、健康保険法施行令第79条第4項及び第7項に規定する者並びに同条第5項の規定に基づき厚生大臣が定める治療及び疾病に係る高額療養費の自己負担限度額については、現行どおりとすること。

3 施行時期

昭和61年4月1日から実施すること。